

第152回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成22年3月26日 午後1時15分～
場 所	群馬県庁7階審議会室

第152回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成22年3月26日(金) 午後1時15分～午後2時10分
- 2 場 所 群馬県庁(7階)審議会室
- 3 出席委員 丸山和貴 原田寛明 木村榮 遠藤ひとみ 森田哲夫 小山洋
菊川滋(代理 真田晃宏) 皆川芳嗣(代理 村松秀夫) 真塩卓
中村紀雄 松本耕司 平田英勝 萩原渉 角倉邦良 野村晴三
- 4 欠席委員 田中麻里 大沢幸一
- 5 事務局幹事出席者
川瀧県土整備部長
(都市計画課) 堺課長 高橋次長 荒巻次長
(下水環境課) 茂木課長
(建築住宅課) 山崎課長 金井次長
- 6 補助説明者等 環境政策課
- 7 議案
第1号議案 渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第2号議案 吾妻都市計画道路(3・4・5号原町駅南口線)の変更について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第152回群馬県都市計画審議会 議事概要

(事務局)

大変お待たせ致しました。ただ今から第152回群馬県都市計画審議会を開催致します。

私は、群馬県都市計画課長の堺でございます。どうぞよろしく御願い申し上げます。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告致します。

本日出席をお願い致しました委員の皆様は17名ですが、ただ今15名の方が出席頂いております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、学識経験を有する委員の方の改選後初めての審議会ということでございますので、お手元にお配り致しました次第に沿って進めさせて頂きたいと思っております。それでは、委員の異動報告及び学識委員の御紹介を行います。

(事務局)

群審報第93号を御覧下さい。第151回審議会以降、本審議会委員に下記のとおり異動がありましたので御報告します。

学識経験のある委員として、高橋伸二様、長谷川浩子様、田口佐知雄様、藤生洋子様が退任され、新たに丸山和貴様、森田哲夫様、田中麻里様、木村榮様、遠藤ひとみ様が就任致しました。

また、関係行政機関の職員として、県警察本部長であります大平修様、市町村の長を代表する者として市長会長であります松浦幸雄様、市町村議会議長を代表する者として町村議会議長会長であります高橋正氏が退職されました。なお、全体につきましては、別紙の群馬県都市計画審議会委員名簿を御覧下さい。

また、委員の委嘱についてですが、本来であれば審議委員の皆様にお一人ずつに委嘱状をお渡しすべき所でございますが、時間の都合上、あらかじめお手元に配布させて頂きました。大変失礼なこととは存じますが、御了承いただきます様お願い申し上げます。

(事務局)

続きまして、開会にあたり、群馬県県土整備部長 川瀧弘之から御挨拶申し上げます。

(県土整備部長)

群馬県県土整備部長の川瀧でございます。

委員の皆様には、年度末の大変忙しいところ、群馬県都市計画審議会に御出席頂き誠にありがとうございます。

また、学識経験委員の皆様には、委員就任を御快諾いただき深く感謝申し上げます。任期は4年でございます。群馬県あるいは市町村の発展のためには、まちづくりあるいは都市計画は非常に重要な分野ですので、皆様の活発な御意見を頂けたらと存じます。

県では、審議会を活性化してより実質的な審議ができるよう組織や運営の見直しを行っております。本審議会においても委員の15人化を図るなかで、学識経験委員は1名増員させて頂いております。

本日の説明にもございますが、審議会の審議を円滑にするため運営方法の見直しなども行っていますので、どうぞ忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

以上簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございます。

また、事務局幹事として茂木下水環境課長、山崎建築住宅課長が出席していますので御紹介申し上げます。

次に会長の選出に移らせていただきます。先ほどの異動報告にありましたように、今回は学識経験を有する委員の改選後初めての審議会でございますので、議長となるべき審議会長が現時点で決まっておられません。

そこで審議会条例第4条第1項に基づき、会長を学識経験を有する委員のうちから選出していただきたいと思いますが、まず、仮議長を選出していただきたいと思います。

慣例によりますと、県議会の委員の皆様の中から、経験豊かな方をお願いしております。中村委員をお願いしたいと思いますが、如何でございましょうか。

(異議なしの声)

(事務局)

それでは、御異議がないようなので、仮議長を中村委員をお願いしたいと思います。中村委員、恐れ入りますが、議長席へお願い致します。

(仮議長・中村委員)

皆さん、こんにちは。それでは仮議長に選任されましたので、審議会長が選出されるまでの間、よろしく御協力をお願い致します。

会長の選出につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、学識経験を有する委員の中から選出することとされておりますが、如何いたしましょうか。

(事務局一任の声)

(仮議長・中村委員)

ただいま、事務局一任との御意見がありました。事務局の案はありますか。

(事務局)

弁護士として都市計画法にも明るく、また、前橋市の都市計画審議会委員でもあります丸山委員に御願いできればと思います。

(仮議長・中村委員)

ただ今、丸山委員の推薦がございましたが、如何でしょうか。

(異議なしの声)

(仮議長・中村委員)

丸山委員で御異議ございませんね。御異議ないようですが、丸山委員さん、よろしいでしょうか。

(丸山委員)

はい。お受け致します。

(仮議長・中村委員)

それでは、丸山委員を本審議会の会長とすることに決定致します。

以上で仮議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

(事務局)

中村委員、ありがとうございました。丸山会長、議長席へ御願ひ致します。

それでは、丸山会長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

(丸山会長)

弁護士の丸山でございます。ちょうど今年で30年目になります。諸先輩方がいらっしゃいますが、職業柄と言うことで、必ずしも都市計画法に精通している訳ではありませんが、会長という大役を仰せつかったと理解しています。今後ともひとつよろしくお願ひします。

(事務局)

ありがとうございました。

次に会長職務代理者の指名でございます。審議会条例第4条第3項によりますと、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」とございますので、丸山会長から御指名をお願いします。

(会長)

会長職務代理者としては、学識経験を有する委員の中で在職期間がもっとも長く経験の豊富な原田委員さんにお願ひしたいと思ひます。原田委員さんよろしくお願ひします。

(原田委員)

はい。

(事務局)

原田委員さん、ひとこと御挨拶をお願ひ致します。

(原田委員)

高崎経済大学の原田です。前回からの引き続きの委員となります。よろしくお願ひします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。丸山会長、よろしく御願ひ致します。

(議長)

それではただ今から議事に入ります。

本日の議案は、お手元の次第のとおりでございます。説明事項が2件、審議事項が2件でございます。

なお、議事の進め方でございますけれども学識委員が就任して初めての審議会ですので、説明事項として、「①都市計画審議会について」概要説明を行った後、「②前回審議会後の対応について」ということで、前回の第151回審議会で積み残しとなった第9号議案についての顛末などについて事務局より説明をしていただきます。

その後、本日の2本の議案、第1号議案及び第2号議案をそれぞれ上程したいと思ひますので、よろしく御審議のほど御願ひ申し上げます。

それから、議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承を御願ひ致します。名簿順で恐縮ですが、原田委員さん、木村委員さんにお願ひ致します。

議案の説明は、幹事から致しますが、議案によっては関係者の方に補足説明をお願ひする場合もございますので、御了承を願ひます。

続きまして、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願ひしたいと思ひます。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も意見書の要旨も含めまして、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断致します。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にするという提案でございます。審議会を公開することについて、御意見はございますか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、いずれの案件につきましても傍聴を認めることと致します。事務局は傍聴者を入場させて下さい。

(「傍聴者入場」)

(議長)

ここで事務局から本日の傍聴者について報告を御願いたします。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が2名、報道関係者が2名でございます。

(議長)

それでは傍聴の方は、先程事務局からお配りをいたしました傍聴要領をよく読んで遵守してください。なお、傍聴要領に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方は今から写真撮影を許可致しますので、御願いたします。

(議長)

それでは、説明事項「①都市計画審議会について」事務局からの説明を求めます。

(事務局)

説明事項「①都市計画審議会について」ですが、お手元の資料1「群馬県都市計画審議会の記録」という冊子を御覧ください。

この冊子は、150回を一区切りといたしまして、101回から前回151回までの審議議案をまとめたものでございます。

1枚めくっていただいて前会長の高橋会長のごあいさつがございまして、その次のページの目次のと通りの掲載内容となっております。

2ページを御覧下さい。群馬県都市計画審議会は、都市計画法77条の規定により設置されるものですが、昭和44年に群馬県都市計画地方審議会として設置され、平成12年から現在の名称となっております。名称変更と同時に、市町村都市計画審議会が法定化されまして、都市計画区域内の27市町村のうち下仁田町を除く26市町村に設置されております。

審議会の審議事項は、法令の規定による審議事項、資料の2ページから5ページの表に掲載してありますものと、それ以外で知事の諮問によるものがございます。

審議会の主たる審議事項は都市計画決定ですが、これは6ページにございますような決定手続きに従って行われております。なお、都市計画には県決定と市町村決定の案件がございまして、群馬県都市計画審議会に付議されるのは、県決定の議案のみとなっております。県決定及び市町村決定の区分につきましては、9ページから10ページに記載のとおりです。

資料の11ページには、都市計画決定以外の主な議案についての流れ図として、土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の審査の流れを、また、12ページから13ページにかけては、建築基準法第51条ただし書きの許可の流れを掲載しております。

資料16ページ、17ページに開催状況の一覧があり、18ページ以降には、各回の付議案件の記録がございましたので参考にしていただきたいと思います。と存じます。

資料56ページ以降には、歴代委員等の名簿があり、61ページ以降には関係法令がございます。以上で「都市計画審議会について」の説明を終わります。

(議長)

何か質問がございますか。

(議長)

よろしいでしょうか。それでは引き続いて、「②前回審議会後の対応について」事務局からの説明を求めます。

(事務局)

説明事項「②前回審議会後の対応について」でございますが、前回、昨年12月22日開催の151回審議会において、第9号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」が、事務局の準備不足や不手際により、継続審議とされましたことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。

この件につきましては、その後、出席委員から「臨時審議会の開催は日程的に困難でないか」との御意見があり、出席した委員全員に書面で協議したところ、全員から書面審議に異議なしの回答をいただきましたので、事務局で全委員を訪問し、別紙1などにより追加説明を行いました。その結果、1月18日までに全員から異議なしの回答をいただき、議案は可決されました。

追加説明の内容は、資料1の「2 審議会委員からの要請事項」のとおり、①他法令による許可等との関係、②住民説明の状況、③感染性廃棄物等の危険性についてでございます。次の「3 追加説明要旨」のとおり説明いたしまして、御了解いただいたところでございます。なお、「4 今後の対応」のとおり、審議会の形骸化を防ぎ円滑化を図るため、3つの対策を講じることいたしました。

1つ目は、廃棄物処理施設の事前協議を主管する廃棄物政策課の職員に出席いただき、質問などへの対応をお願いすることにいたしまして、本日も補助説明者として出席いただいております。あとの2点につきましては、建築基準法を所管しております建築住宅課から御説明申し上げます。

(事務局)

建築住宅課金井と申します。よろしくお願いたします。

引き続きまして、「今後の対応」の2つ目でございますが、「他法令による許可等との関連をまとめた説明資料の作成」について説明させていただきます。これにつきましては、今審議会の第1号議案から添付させていただいております。お手元の資料、A3版の議案添付図面を御覧いただきたいと思います。6枚めくっていただきまして、右上に図-5とある資料でございます。今回の渋川の産業廃棄物の件ですが、内容的には、左上にありますように廃棄物処理施設の事前協議の手続きがありまして、その中で公告や市町村や住民からの意見聴取の手続きがございます。その後、個別法の手続きがありまして、廃掃法に基づく設置許可や建築基準法の許可、この中に本審議会への付議するという手続きが含ま

れます。また、その他の法令の手続き等がございまして、この施設に関わる全体的な手続き流れ、及びその進捗状況を示した資料を今後、添付することを考えております。

続きまして、「今後の対応」の3つ目でございますが、「51条ただし書きの許可基準を再整理し、都計審における審議内容を明確にします」とさせていただきますが、その許可基準案について説明させていただきます。

お手元の資料2として御配りしているものでございます。説明の内容に入る前にこの基準の位置付けと今後の予定について説明させていただきます。

この基準の位置付けですが、建築基準法第51条ただし書き許可の許可権限を持つ特定行政庁である群馬県知事が定める許可基準の案でございます。県内には知事の他に6市の市長が特定行政庁となっております、それぞれが許可基準を定めることになっております。それぞれの市においては地域の状況が異なっていることから、考え方に多少の相違があります。したがって、県内での統一的な許可基準の制定は困難であることから、県として定める許可基準案は、県内の特定行政庁の平均的な内容の基準としたいと考えております。

また、今後の予定ですが、今の段階は許可基準案として、今回の審議会でもいただいた御意見や今後予定しているパブリックコメントによる県民からの意見を踏まえて、再検討した上で、次期の審議会でも報告したいと考えております。また、基準の施行については、この基準が従前の基準よりもやや厳しくなっている面があることから、経過措置期間を定めて施行していきたいと考えております。以上が位置付けと予定です。

続きまして、内容について説明させていただきます。資料2を御覧下さい。はじめの部分で「知事が群馬県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可を行う産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物について」の基準であることを述べております。

それに続く「ただし書き」では、既に設置済みの産業廃棄物処理施設については、「位置の妥当性」について適用する基準を減らし緩和することとしております。これは既に設置されているものについては、位置を変えることはできませんので、基準を緩和したということでございます。

続いて、1番の「位置の妥当性」の「(1)建設地の市町村の都市計画と整合したものであること」につきましては、以下の①から④までの地域毎に要件を定めることといたしました。用途地域のある地域では工業系の用途地域であること、用途地域がない地域では、住宅がまとまっている地区から一定の距離をとることなどを基本的な考えとして定めています。この中で②の市街化調整区域につきましては、都市計画法に基づく開発許可制度による規制が行われていますが、開発許可担当部署との調整が済んでいないため、この部分は今後調整していきたいと考えています。

⑤は都市計画施設との位置が適切であること、⑥は特別な用途地域等の規制がある場合はそちらの規制を優先すること、⑦は市町村の都市計画マスタープランとの整合を図るために市町村長が「都市計画上支障がある」とした区域でないこととしています。

続いて、次のページの(2)は、学校、病院等からの位置関係が適正であることで、それら施設からおおむね100m以上離れていることとしています。

(3)の「その他の位置の適切であることについては」、①の自然環境等の保全の必要のある地域が含まれないこと、②の災害防止等のために保全を図る必要がある地域が含ま

れないこととしており、③では、用途地域に適合することとしております。

「2 搬入路の妥当性」では、交通量、車両に応じた道路幅員、搬入経路が適切であること、通学路となるべく重複しないことなどを盛り込んでおります。

「3 施設計画の妥当性」については、(1) 敷地面積、駐車場規模及び建ぺい率が施設計画に対して適切であること、(2) 必要に応じて緩衝緑地、緑地帯などが設けられていること、(3) その他の施設計画が適切であることとして、景観等に配慮された計画であるかということも盛り込みました。

「4 環境・公害対策の妥当性」については、(1) で環境保全の条例等各種規制基準に適合することとし、(2) の地域住民への周知等につきましては「群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」に基づく手続きの励行を基本とし、事前協議規程の中で手続き省略される場合等において、施設設置される周囲の状況に応じて周知が必要と判断される場合については、周知の実施を指導することとしました。

最後に附則として、先ほど申し上げた経過措置ですが、ここでは空欄となっておりますが、決定公表から2年程度を考えております。この2年というのは、事前協議制度の有効期間でございます。事前協議が終了しているものの許可になっていないものを救済するためでございます。ただし、経過措置期間中であっても、できるだけ基準に沿った対応を指導していく予定です。

以上が許可基準の説明でございます。今後の対応の3点を説明させていただきました。これらに対する御意見、御質問等ございましたらお受けしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(議長)

それではただ今の説明いただいた内容について、委員さんの御意見、御質問をお受け致します。何かございますでしょうか。

(議長)

これは、今のところ案で、こういう方向で調整したいということですよ。大事な問題もあるかと思うので、これを御覧になって、御意見等あればお寄せいただくことよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。よろしく申し上げます。

(議長)

それでは、そのようにさせていただきます。

第1号議案「渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

それでは続きまして審議事項に入りたいと思います。先ほどのことと関連しますが、第

1号議案「渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致しますので、事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、第1号議案「渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を御説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できるようになっております。本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁であります群馬県が本審議会に付議し、今般、御審議いただくものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。議案書1ページを御覧下さい。群馬県知事から審議会長への付議書の写しでございます。

続きまして2ページが施設概要となっております。名称、渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は、指定のない区域です。申請者住所氏名、前橋市天川大島町3丁目33番地の5、小幡解体興業株式会社、代表取締役貫井照彦です。所在地は、渋川市半田字元中島2771番1他。敷地面積は、7,547.77㎡。主な施設は、産業廃棄物処理施設。処理能力は、木くず破砕89.6t/日。建築物の延べ面積の合計1,154.59㎡でございます。

申請者の小幡解体興業株式会社は、建物等の解体から産業廃棄物の収集・運搬、がれき類の破砕までを行う会社であり、今回業務範囲を拡大し、木くずの破砕処理の業務も行おうとするものでございます。

今回の申請は、許可対象の品目でございます木くずの1日あたりの破砕処理能力が5トンを超える産業廃棄物処理施設であり、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、同法第51条ただし書きの許可の手続きを行うものでございます。

次に、添付図面を御説明させていただきます。スクリーン又は図-1を御覧下さい。申請地の位置を示しております。申請地は、渋川都市計画区域内にあり、渋川駅からは、南東へ約2.5キロメートル離れた利根川に架かる坂東橋の付近の国道17号に接して位置しております。

スクリーン又は図-2を御覧下さい。赤色で示したのが、今回の申請地でございます。敷地の周囲は、南東側が生コンクリートの製造工場、南側ががれき破砕施設、渋川市家畜市場、西側が農地等ございまして、国道を境に北側が準工業地域となっております。黄色で示しました申請地から最も近い住宅までは、生コンクリートの製造工場を挟んで約85mでございます。このお宅には申請者が今回の事業について説明し、御理解を得ております。また、住宅については他に2軒ほどございますが、現在、空き家となっております。

この敷地への原材料の搬入、製品の搬出でございますが、国道17号を利用して行われ、10トン車にて、1日当り搬入10台、搬出10台の合計20台程度を予定しております。いずれも9時から17時の時間帯に行う計画でございます。

スクリーン又は図-3を御覧下さい。こちらが敷地の状況です。赤色が申請地の境界線でございます。敷地の右下の黄色で示す四角がございまして、現在申請者が資材用の倉庫

として利用している既存の鉄骨平屋建ての建築物でございます。この度、この内部へ木くず破砕を行う機械を設置するものでございます。この他に右上の小さな四角は、既存のトイレがございます。また、オレンジ色の建物が、今回新築する木造2階建ての従業員用の事務所でございます。敷地全体は、平坦となっており、敷地への出入りは事務所横の出入り口から行います。隣地の周辺においては、高さ2m～3mの亜鉛鉄板にて囲んでおり周辺環境への配慮をしております。

スクリーン又は図-4を御覧下さい。こちらは工場内における産業廃棄物の搬入からリサイクル製品として搬出されるまでの動線を示したものでございます。水色の実線が、選別を必要とする木くずとその他の混合廃棄物の搬入経路で、搬入後、選別スペースで目視検査及び手作業選別を行います。赤色の実線が一定の選別がされた木くずの動線を示し、②の破砕機で破砕及び金属くずの選別を行います。緑色は処理後の動線を示しており、④の位置から運搬車両に積み込んで搬出します。

スクリーン又は図-5を御覧下さい。こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手順の概要でございます。1については、廃掃法に基づく事前協議から設置許可までの流れを示しております。2については、設置許可を現在申請中とありますが、設置許可については本年2月25日付けで許可になっております。3については、建築基準法第51条につきましては今回の手続きです。4については、建築基準法の関係規定の手続き概要でございます。その他記載のとおりでございます。

お手持ちの資料についての説明は以上でございますが、引き続きスクリーンを御覧下さい。こちらが、産業廃棄物の処理状況の工程図でございます。解体現場等から搬入された廃木材が、当処理施設にて製品チップとなり、東吾妻町の吾妻バイオパワーへと搬出され、火力発電の燃料となる予定です。

変わります。こちらは、破砕処理が行われた木くずの写真でございます。中央の写真はこの度設置される破砕機の機種です。

続きまして、現在の申請地の状況でございます。左の写真が破砕機を設置する建物でございます。中央の写真は、敷地内から北側の国道17号を写したものでございます。右側の写真は、敷地内から南側を望んだ写真であり、敷地外にある生コン工場の一部が写っております。スクリーンによる御説明は以上でございます。

続いて、補足説明をさせていただきます。この施設に関する生活環境影響調査を行っておりますが、その報告書の中で、粉塵、騒音、振動、水質、臭気のいずれの項目も、規制値以内、又は、問題が無いと評価されております。また、渋川市長からは都市計画上支障がない旨の意見をいただいております。なお、渋川市における都市計画のマスタープランにおいて、この地区は工業系の地域と位置づけられております。

以上のことを踏まえ、本計画による処理施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。御審議の程よろしく願いいたします。

(議長)

それではただ今説明がありました第1号議案についての質問ないしは御意見をお願い致します。

(中村委員)

木くずはどのような種類のものですか。

(事務局)

建物を解体した廃材と木製パレットになります。

(中村委員)

限定されているのですか。

(事務局)

その2種類が主なものと聞いています。

(萩原委員)

図5で手続きを記載していますが、12番で関係市町村との調整手続き省略、13番で関係者からの合意取得手続き省略とあります。その右側に「施設近隣住民、隣接事業者、自治会へ事業計画を説明し承諾を得る」とあります。この承諾を得るといふことと13番の合意書の手続き省略といふことの意味を説明して下さい。

(事務局)

このカッコの中は事前協議規程の中で定められていることを記載しています。枠から外につきましては、基準の方で説明しました手続き省略があった場合には当課として、それらの指導していくとありましたが、その結果としてこういうことをやったといふことでございます。

手続き省略についての内容は、廃棄物政策課が詳しいので必要であればそちらから説明をします。

(萩原委員)

御願います。

(廃棄物政策課)

廃棄物政策課から御説明申し上げます。

事前協議制度は、行政指導でありまして、法的拘束力はありません。したがって、事前協議の履行は、廃棄物処理法に基づく設置許可の要件ではありません。しかしながら、ほとんどの業者が事前協議を履行しているというのが実態であります。

ところで、現行の事前協議規程には、多数の手続きが盛り込まれています。このため、事前協議規程に定められている手続きを全て履行することは、業者によっては大きな負担を感じる場合もあります。

一方、事前協議制度の目的は生活環境の保全であります。施設の種類や構造、処理する廃棄物の種類、設置の形態などによっては、周辺地域の生活環境への影響の程度が低いと認められる場合があります。そこで、施設の種類や構造、処理する廃棄物の種類、設置の形態などについて、一定の要件を満たしている場合には、事前協議手続きの一部を省略できることとしまして、生活環境の保全に配慮した施設が設置されるように誘導しているものであります。

本日審議されている施設については、建屋内に設置されるものであること、集塵装置が設置されるものであること、防音壁を用いた騒音防止対策、防振材を用いた振動防止対策、床面舗装による汚水の地下浸透の防止対策が講じられていること、敷地周囲に緑地帯を設けて緑地率は敷地面積の7%以上であること、といった基準を満たしていることから手続きの省略を認めたものであります。以上です。

(萩原委員)

ありがとうございました。

もう一点、この施設が木くずを破砕してチップを作っている。これらを吾妻バイオ発電所へ搬送するということですが、車両の台数とルートがどうなっているか教えていただけますか。

(事務局)

搬入と搬出でそれぞれ10t車10台で合計20台です。ルートは17号に行くことは間違いないのですが、詳細は不明です。

(森田委員)

合計で20台はそれほど多くないと思うが、17号は幹線道路ですので、交差点部での交通量の処理の検討はしていますか。

(事務局)

17号に入っていく部分には信号はありませんが、カーブミラーを付ける予定がありません。

(森田委員)

周りにも事業所があるようですが、そちらの交通量はどのくらいでしょうか。20台がどのくらいのインパクトがあるのか。

(事務局)

他の施設については把握していません。コンクリート工場はあるが、そちらのミキサー車がどのくらいでるのか分かりません。

(森田委員)

市の計画でも工業的な統計がとられていれば分かると思うのですが。

(事務局)

すぐには調べられません。問題点の指摘があったことは事業者に伝えます。

(議長)

今は何をしていますか。

(事務局)

倉庫として利用しています。

(議長)

今はトラックの出入りはないのでしょうか。

(事務局)

それほどないと思います。

(森田委員)

10t車が出入りしてくれば交通安全上の問題が出るか聞きたかったのです。

(事務局)

元々ある程度の工場、施設がありますので、10台、20台増えてもそれほど大きく影響があるとは考えていません。

(中村委員)

粉じん、騒音は大丈夫だと説明がありましたが、どのように担保されているのでしょうか。

(事務局)

粉じんについては作業中にシャッターを閉めて、噴霧を行い粉じんが飛ばない様に工夫します。騒音については、建物自体に防音性がありますし、シャッターを閉めて作業することから敷地境界で環境規制値を超えないという環境影響評価の結果を得ています。

(中村委員)

住宅は離れているようですが、川に対する影響は問題ないのでしょうか。

(事務局)

噴霧で水を使うだけですので、それほど多く使うものではないので排水が多く出るという施設ではなく、川への影響は考えていません。

(角倉委員)

周辺の民家は85mの所の1軒だけですか。

(事務局)

3軒ありますが、2軒は空き家となっています。

(角倉委員)

この1軒と同意をとったということですが、いいよと言ったのですか。

(事務局)

業者の方で説明に行って、御理解頂いたと報告を受けています。

(角倉委員)

産業廃棄物政策課から説明があつて、業者の手続きが大変だという説明があつて、問題がないから省略したというが、問題がないのであればよりしっかり手続きをしたほうがよいと思うがどうでしょうか。

(産業廃棄物政策課)

繰り返しの説明になりますが、施設の種類、構造、処理する廃棄物の種類、設置の形態などによっては周辺の生活環境への影響の程度が低いと認められる場合あるものですから、県として一定の基準を定めて、それらを満たしている場合には、手続きの省略を認めて、業者が一定の基準に合致している施設を作る、そのことが生活環境の保全に配慮した施設になることから、そのような施設が設置される様に誘導しているということでございます。

(議長)

他にはいかがでしょうか。

(原田委員)

排水についてあまり影響がないという説明がありましたが、どのような処理をされていますか。下水道で処理するとか。

(事務局)

噴霧する程度ですので、流れ出るといふほどではありません。雨が調整池にたまって敷地外に出ることはあると思いますが、下水道で処理するということはありません。

(議長)

そのほか如何でしょうか。

大体よろしいでしょうか。それでは御意見を伺いたいと思います。

本案について、この地域に設置することについて都市計画上の支障なしとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは御異議ないようですので、本案は原案のとおり決定致します。

第2号議案「吾妻都市計画道路(3・4・5号原町駅南口線)の変更について」

(議長)

続いて、第2号議案「吾妻都市計画道路(3・4・5号原町南口線)の変更について」を上程致します。事務局から説明を求めます。

(事務局)

都市計画課荒巻でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第2号議案「吾妻都市計画道路(3・4・5号原町駅南口線)の変更について」御説明致します。お手元の議案書3ページと議案添付図面の図-6又はスクリーンを併せて御覧下さい。

説明に入る前に訂正がございます。図-6の総括図ですが、県道の名前が主要地方道渋川吾妻線とありますが、主要地方道渋川東吾妻線の間違いです。もう一つ左下に主要地方道高崎榛名吾妻線とありますが、主要地方道高崎東吾妻線の間違いでございますので訂正を御願いたします。申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。3・4・5号原町駅南口線ですが、町の中心部であるJR群馬原町駅を起点といたしまして、一級河川吾妻川を渡河し、右岸側の川戸地区を結ぶ路線です。総括図としまして、赤線が変更する区間、青線が既決定区間となっております。

変更理由は、お手元の議案書4ページを御覧下さい。本路線は、近年、駅周辺における都市施設等の整備に伴い利用形態に変化がでています。そのため、起点から県道交差部区間について、今回、自転車歩行者道の幅員を4mから3mに変更するものです。また、橋種についてもコスト縮減を目的としまして、エクストラードード橋から一般的なPCラーメン橋に変更いたします。

次に添付図面の図-11を御覧下さい。併せてスクリーンも御覧下さい。今回の変更に伴う一連の手続きが記載されています。ただ今説明しました、第2号議案ですが、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成22年1月15日から1月29日までの間、縦覧に供したところ、意見書の提出もありませんでした。以上で第2号議案の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

(議長)

それでは本案にかかる御意見、御質問をお願いします。

(森田委員)

駅に近いところの現在の幅員が20m。それに対し図-9にあるとおり、変更部が交差部が17m、一般部が16mということでよいでしょうか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(森田委員)

そうすると自転車歩行者道が4mから3mに狭くすると説明がありましたが、そうすると減るのは2mのような気がするのですが。

(事務局)

説明しませんでした。従前は植樹帯がありまして両側に1mございました。駅の前ということで商店もありますので、使い勝手の問題等がありますので、今回併せて植樹帯も削除させていただいています。道路部で1m、植樹帯で1m、両側で2倍の4mとなっています。

(森田委員)

続けて質問します。橋梁部の幅員ですが、変更前は16mですか。

(事務局)

橋梁部分は17.3mとなっていますが、今回14.8mとなっています。当初の橋梁が斜張橋のような形で、柱の部分が幅をとっていましたので当初17.3mとなっていました。変更しましてエクストラード橋ではなくPCラーメン橋としましたので柱の部分がなくなりました。従いまして、幅員が14.8mとなっていますが、道路の幅員としますと従前のものと変わりはありません。

(森田委員)

変更前、変更後それぞれ歩道は3mと4.5mで変更はないのですか。

(事務局)

はい。変更はありません。

(議長)

他には如何でございますか。

(議長)

特に御意見はないようです。本案について、ただ今説明のあったとおり都市計画道路について変更するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

御異議ないようですので、本案についても原案のとおり決定致します。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了致しました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って退場してください。静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(議長)

それでは、最後に「8 その他」とありますが、委員の皆様から本日の審議会を通じて、何かありますか。

(議長)

ないようでございます。

熱心な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

続きまして、次回、第153回審議会については、通例でありますと6月中旬以降、6月の定例県議会閉会後の開催となるようです。事務局と会場も含め候補日を検討したのですが、6月25日という案が出ています。ご都合の方は如何でしょうか。

(委員)

時間は？

(議長)

1時30分ということでございます。6月25日は金曜日になります。

それでは先生方の都合も良いようですので、次回審議会は6月25日、1時30分を予定することとさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会と致します。どうもありがとうございました。

(閉会 14 : 10)

(議事録署名人)
